

小規模企業を 応援します

好評につき引き下げ期間を延長しました

小口零細企業保証の
保証料率を0.1%引き下げ
小規模企業の資金繰りを支援します

ご利用
いただける方
小規模企業者

従業員数が20人
(娯楽業・宿泊業を除く
商業・サービス業は5人)
以下の方

保証限度額
1,250万円

既にご利用いただいている
保証付借入の残高との合計が
1,250万円の範囲内となる
保証に限ります

保証割合
100%

責任共有制度
対象外

保証期間
10年

据置期間
6か月以内



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

<http://www.cgc-tochigi.or.jp/>



小口零細企業保証の概要

本制度は、小規模企業者の安定的な資金調達を維持し、経営の安定を図ることを目的としています。信用保証協会を初めてご利用する方や小口の借入をご希望の方におすすめです。

ご利用いただける方

常時使用する従業員数が20人（娯楽業・宿泊業を除く商業・サービス業は5人）以下の方

保証限度額

1,250万円
ただし、既存の保証付借入の残高と合算して1,250万円以内となる保証に限ります。

責任共有制度

対象外

対象資金

運転資金、借換資金、設備資金

貸付形式

証書貸付、手形貸付、
割引（手形・電子記録債権）
ただし、根保証は除きます。

保証期間

10年以内（据置期間6か月以内）

返済方法

一括返済、分割返済

保証人

（個人）原則不要
（法人）原則代表者のみ

担保

原則不要

貸付利率

金融機関所定利率

保証料率

（証書貸付・手形貸付）0.50%～2.20%

（割引）0.40%～2.10%

ただし、**引き下げ期間中**は

（証書貸付・手形貸付）**0.40%～2.10%**

（割引）**0.30%～2.00%**

※保証料率の引き下げは、保証料率弾力化の対象となる保証に限ります。

保証料率引き下げ期間

平成**30年3月30日**（当協会申込受付分）まで

県・市町村制度融資の取扱い

栃木県および一部の市では、本制度に準じた制度が用意されていますが、従来から基準保証料率よりも低い保証料率が適用されているため、上記期間においても保証料率の変更はありません。

また、県・市町村制度融資は、低率の固定金利が適用されるため金利の支払負担が軽減されます。

さらに、一部の市では、一定の要件を満たすと信用保証料の補助が受けられます。

詳しくは、栃木県または各市にお問い合わせください。

本制度に準じた県・市町村制度融資一覧

- 栃木県「経営安定資金（小口零細貸付）」
- 宇都宮市「小規模企業支援資金」
- 足利市「小規模事業資金」
- 栃木市「小規模企業者資金」
- 佐野市「小規模企業者資金」
- 鹿沼市「小口元気アップ資金」
- 日光市「小規模企業者資金」
- 大田原市「特別小口零細企業資金」
- 那須塩原市「小規模企業支援資金」



明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会

本所

TEL.028-635-2121

〒320-8618 宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館

足利支所

TEL.0284-70-6339

〒326-0821 足利市南町4254番地1
足利市ステーションビル